解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成二十五年四月十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

奈良県吉野郡東吉野村大字大豆生五〇三番地
財団法人大豆生自治会
代表清算人　辻本　好裕

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

岡山県高梁市松原通二〇四三番地
財団法人高梁市青少年健全育成財団
清算人　近藤　隆則

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

広島市南区翠一丁目一番一号広島大学附属
小学校内
社団法人学校教育研究会
清算人　佐伯　陽

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日長崎県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

長崎市桜町二番二二号長崎市役所内
長崎市土地開発公社
清算人　松本　紘明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

北海道函館市美原一丁目一八番一九号
財団法人函館市水道サービス協会
代表清算人　佐藤　理

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

宮城県遠田郡美里町牛飼字伊勢堂裏三〇番地
財団法人宮城県小牛田農林高等学校教育
振興会
代表清算人　公平　弘司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年六月二十七日開催の評議員会の決議により、平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

仙台市青葉区国見一丁目八番一号
財団法人人間科学研究所
清算人　大竹　榮

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年三月二十七日付仙台市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

仙台市宮城野区岩切分台三丁目一三番地の一四　仙台市岩切駅東土地区画整理組合
清算人代表　残間　勝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日、山形県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝二四四八
財団法人鮎貝自彊会
清算人　小嶋　金作

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

栃木県大田原市福原一四一一番地二二
財団法人大田原市ふれあい学習振興財団
代表清算人　津久井富雄
連絡先栃木県大田原市湯津上五―一〇八一
大田原市教育委員会事務局教育部生涯学習課

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日をもって存続期間を満了し解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

埼玉県八潮市大字鶴ケ曽根四二〇番地二
財団法人やしお生涯学習まちづくり財団
代表清算人　松田　温昭

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為第二十九条の規定による存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

富山県高岡市福岡町土屋三三〇
財団法人土屋共保財団
清算人　割田　貞夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年一月二十五日開催の理事会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

石川県白山市吉野春二九番地
財団法人未智之里
代表清算人　松本　佐一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

石川県金沢市古府一丁目二一七番地
社団法人石川農林統計協会
清算人　村田　幸一

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

福井市若栄町五〇八番地
財団法人福井県鉄工業振興基金協会
代表清算人　清川　忠

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月十八日静岡県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

静岡県伊東市大原二丁目一番一号
伊東市土地開発公社
代表清算人　原　崇